地域雇用創出推進事業

本事業は、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るため、中小企業基本法第2条の定めに該当する三種町内に主たる事業所又は住所を有する事業者が行う、雇用創出事業並びに新規企業（事業所）等進出の経費に対して補助をする制度で、新たな雇用が見込まれる事業者が補助の対象となります。

なお、交付決定前に契約、発注したものは補助対象となりませんので、必ず事前に申請して下さい。また、本事業は、予算がなくなりしだい終了しますので、利用を予定される事業者はお早めにお申し込みをお願いいたします。

詳細については、下記の問い合わせ窓口でご確認ください。

【事業内容】

区分	①新規雇用奨励事業	②店舗等新築・増改築事業	③機械設備投資事業	④新規進出・起業・異業種参入支援事業	⑤マーケティング活動支援事業	⑤工場誘致等奨励事業
支援内容	人材の確保を図るため新たに社員を雇用した事業者に対して支援する。 ※非正規雇用者を正社員転換した場合も含む。	町内にある事業所の新築及び増改築を行うことにより、売上げの増加や作業が効率化され、新たな雇用が見込まれる事業者に対して支援する。 ※空き店舗等の活用を含む。	新規の設備投資や既存設備の更新により、新たな雇用が見込まれる事業者に対して支援する。	町内に新たに進出する企業、町内で新規に起業する者及び異業種部門（日本標準産業分類の中分類で異なる業種）へ参入し、新たな法人を設立又は新たな事業を開始することにより雇用の拡大が見込まれる事業者に対して支援する。	マーケティング活動をすることにより、新たな雇用が見込まれる事業者に対して支援する。	町内に工場を新設し、又は増設し、人材の確保を図るため新たに社員を雇用した事業者に対して支援する。
補助対象	町内事業者が、当該年に町内に住所を有する者を正規社員又は非正規社員として、それぞれ1年を超える雇用契約をして採用した場合に補助 ※月の途中で採用の場合は翌月から補助。また、離職した場合は離職した月まで補助。	店舗・事務所・作業場・外構等の事業の用に供する建物等の新築及び増改築に要する経費	機械設備の新設及び既存設備と同等以上の設備投資に要する経費	町内に新たに事業所を開設するため又は異業種参入のために必要な設備工事、機械器具及び備品の購入に要する経費	新規商品の開発、既存商品の改良、商品の宣伝及び販路開拓等に要する経費	・三種町工場誘致等奨励条例（平成18年三種町条例第175号）第4条各号のいずれかに該当する事業者が、町内に住所を有する者を正規社員又は非正規社員として雇用契約をして採用した場合に補助 ・上記事業者が、工場の新設又は増設に伴い町内に2,000平方メートルを超える用地を取得する場合に補助
補助率及び補助額	正規社員35歳未満1人月額3万円、35歳以上1人月額2万円、非正規社員1人月額1万円とする。ただし、1人12カ月を限度とする。 ※非正規社員分として、既に補助された額を控除する。	新築及び空き店舗等活用の場合は、対象事業費の50%補助とし、1事業者50万円を限度とする。 既存の建物の増改築の場合は、15%補助とし、1事業者30万円を上限とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする。 町外からの集客を見込める観光事業の場合は、対象事業費の30%補助とし、1事業所200万円を限度とする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）	対象事業費の50%補助とし、1事業者100万円を限度とする。ただし、対象事業費は30万円以上とする。工具器具等の場合、単価10万円以上で事業費合計が30万円以上のものとする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）	対象事業費の50%補助とし、1事業者200万円を限度とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする。機械器具及び備品の場合、単価3万円以上で事業費合計が50万円以上のものとする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）	対象事業費の50%補助とし、1事業者100万円を限度とする。	・正規社員35歳未満1人年額36万円、35歳以上1人年額24万円、非正規社員1人年額12万円とする。ただし、採用月の翌月から1人3年を限度とする。 ・用地取得費の1／3補助とし、1事業者3,000万円を限度とする（用地取得費には、土地造成に要する経費であって町長が特に必要と認めたものを含む。）。
その他要件	・社員採用時において、過去6箇月間に解雇を行っていないこと。 ・雇用保険適用要件の週20時間以上勤務を基本とするが、これによりがたい場合は、別途協議すること。 ・雇用台帳・雇用保険被保険者証の写しを添付すること。	・観光事業の場合は、三種町商工会へ事業計画書を提出し、経営指導を受け、審査会の承認を受けること。 ・改修に際しては、町内業者を利用すること。 ・店舗や事業所等との併用住宅の場合は、店舗や事業所等の部分について対象とする。ただし、共用部分は事業費を按分する。	・機械設備は町内から購入すること。ただし、これによりがたい場合は、理由を明記すること。 ・重機又は大型車両に類するものについては、社名・屋号を塗装等により1文字あたり7㎝×7㎝以上の大きさで表示すること。（マグネット不可） ・営業車両及び事務用機器は対象外とする。 ・機械設備が中古品の場合は、別途協議すること。 ・リース契約等による分割支払の場合は、補助対象外とする。	・三種町商工会へ事業計画書を提出し、経営指導を受け、審査会の承認を受けること。 ・町外から進出する場合は、本社の納税証明書を添付すること。 ・既存の事業所内に新規事業所を開設し、その区分を明確にできない場合は、補助対象としない。 ・税務署へ開業届（法人の場合は、法人設立届）をしている場合は、届書の写しを添付（未届の場合は開業から2箇月以内に提出するものとする。） ・異業種参入の場合は、営業の種類によって各種届出、許認可等の写しを添付すること。	・三種町商工会へ事業計画書を提出し、経営指導を受け、審査会の承認を受けること。 ・国及び県の補助事業を伴う場合は、補助対象経費から国及び県の補助金を除いた残額の50%とする。	・雇用保険適用要件の週20時間以上勤務を基本とするが、これによりがたい場合は、別途協議すること。 ・雇用台帳・雇用保険被保険者証の写しを添付すること。 ・当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする工場等の建設に着手したときに交付するものとする。

・日本標準産業分類による大分類A（農業・林業）、大分類B（漁業）、大分類P（医療・福祉）のうち医療業（療術業は除く）に関わる事業は補助対象外とする。
・②～⑤は、事業の実施前に申請すること。（補助金の交付決定日以前に契約及び発注した事業については、対象となりません。）
・②～③及び④の異業種参入については、三種町内で1年以上、事業を行っていること。
・町税を完納していること。
・各事業とも雇用計画書を添付し、確実に雇用が見込まれること。
・②～⑤の事業費には、消費税を含む。
・補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
・各メニューとも補助の限度額に関わらず、1事業者、年1回の申請となります。
（例）すでに機械設備投資事業で補助決定を受けた事業所は、その金額が補助限度額以下であっても、年度内に同じ機械設備投資事業での申請はできません。
・予算がなくなり次第終了となりますので、計画的かつ、お早めに申請してください。

◇問い合わせ窓口　三種町役場　商工観光交流課商工係　ＴＥＬ　８５－４８３０
三種町商工会　ＴＥＬ　８３－３０１０

◇補助金申請窓口　三種町役場　商工観光交流課商工係